

令和4年8月31日

## ▼タイトル

令和4年9月高島市議会定例会（第1日目）の結果

## ▼内容

提出議案数	・ 人事案件	5 件	
	・ 議決案件	1 件	
	・ 決算認定	9 件	
	・ 条例案件	4 件	
	・ 予算案件	7 件	
	・ 決議	1 件	計 27 件

### 本日の議決状況

#### □人事案件

- ・ 諮第1号から諮第5号までの5件（人権擁護委員候補者の推薦）は、議会の意見として「適任者と認める」ことに決定しました。

#### □予算案件

- ・ 議第74号は、予算常任委員会で付託審査され、原案のとおり可決しました。

#### □決議

- ・ 決議第4号（万木豊議員に対する議員辞職勧告決議）は、原案のとおり可決しました。

### 議案の委員会への付託状況

#### □議決案件

- ・ 議第60号は、文教福祉常任委員会に付託しました。

#### □決算認定

- ・ 議第61号から議第69号までの9件は、決算特別委員会を設置し、同委員会に付託しました。（委員長：高木広和議員、副委員長：今城克啓議員）

#### □条例案件

- ・ 議第70号および議第71号の2件は、総務常任委員会に付託しました。
- ・ 議第72号は、文教福祉常任委員会に付託しました。
- ・ 議第73号は、産業建設常任委員会に付託しました。

#### □予算案件

- ・ 議第75号から議第80号までの6件は、予算常任委員会に付託しました。

## 請願の取り扱い

次の請願1件は、文教福祉常任委員会に付託しました。

- ・ 請願第2号 「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書」の提出を求める請願

以上

---

### ▼問い合わせ先

- 所 属： 議会事務局
- 電話番号： 0740(25)8140
- ファックス： 0740(25)8146

## 万木豊議員に対する議員辞職勧告決議

我々議員は、市民から負託を受けた者として、その立場と職責の重さを深く自覚し、高い倫理観と見識をもって、市政の発展と住民福祉の向上に努めなければならない。高島市議会基本条例第4条では、議員の活動原則として議会の構成員として自己の資質を高めるとともに、市民の代表者として市民福祉の向上を目指し活動するものとしている。

本年7月、万木豊議員が今年3月に中央省庁を視察したとの報告書に虚偽の記載をし、政務活動費を不正に受け取った事実が明らかになり、本人もそれを認めた。不正に受け取った政務活動費は返金しているものの、このことは明らかな犯罪行為であり、市民に対する裏切り行為である。全員協議会において全会一致で刑事告訴することとなった。

また、万木豊議員は本年3月30日に滋賀県警により、「準強制性交の疑い」で書類送検された。準強制性交が疑われる事実が警察の捜査によって明るみになったことで、万木豊議員は高島市や高島市議会に対する市民の信頼を失墜させた。5月13日に行われた全員協議会において、本議会の女性議員が、自らが事件の被害者であると表明されたが、その後も万木豊議員は、質問に対して「捜査中の案件のため回答は控える」と繰り返すばかりで、説明責任を果たさうという姿勢が見られず、未だに説明していない。

さらに、万木豊議員については、コロナ禍の緊急事態宣言中の令和3年8月および9月の2度にわたり、飲酒行為を繰り返した事が明らかになり、議員倫理観の欠如を厳しく指摘を受け、同年12月に高島市議会議員政治倫理条例違反として役職停止の措置をされ、現在も措置が継続中であるにも関わらず、このような度重なる不祥事をひきおこす万木豊議員は、道義的責任を免れず、議員としての資質が欠如していると言わざるを得ない。

よって、本市議会は万木豊議員に対して議員辞職勧告するものである。

以上、決議する。

令和4年8月31日

高島市議会